

平成31年度柏崎市社会福祉協議会職員採用試験要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり正職員の採用試験を行います。

1 受付期間

平成31年2月22日（金）から平成31年3月4日（月）までの間の午前9時から午後5時まで（郵送された申込書については、平成31年3月4日必着）

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格	
看護職員 (正職員)	1名	日本国内に住所を有し、右の受験資格を満たす20歳以上の者	以下の資格のいずれかを有する方。（取得見込不可） ・看護師又は保健師（准看護師不可）

※上記資格の他、普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方、又は採用までに取得可能な方

3 申し込み資格

- 採用時において当会の配属先事業所へ通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 被後見人及び被保佐人
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地 扇町介護保険事業センター（柏崎市扇町3-37）

5 試験日時及び試験場所

日 時	平成31年3月6日（水） 午前9時00分から		
場 所	柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター	0257-22-1411	
方 法	○受 付	午前 9時00分～午前 9時10分	
	○作 文	午前 9時10分～午前10時30分	
	○面 接	午前10時40分～	

6 合格者の決定通知及び採用

採用試験の可否については、平成31年3月8日（金）投函し、郵送にて通知します。

なお、この試験による採用は平成31年4月1日を予定しています。（採用日については、応相談可）

7 給 与 等

- (1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会の給与規程によります。
- (2) 初任給 当会規定による
185,800円以上 賞与 4.5ヶ月（1年目は当会規定で計算）
- (3) 手 当 本会給与規程により、期末手当、勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。
- (4) 勤務時間、休日 1日8時間、週40時間。年間休日数（121日以上）
- (5) 業務内容 訪問看護事業における医療業務及び在宅でのリハビリ指導
- (6) その他 育児休業制度、介護休業制度があります。また、社会保険・労働保険、退職金制度に加入します。

8 配属先 訪問事業課 訪問看護係

9 受験手続

(1) 受験申込書の請求先

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 総務課
〒945-0045 新潟県柏崎市豊町3番59号
TEL (0257) 22-1411

- ・受験申込用紙を郵送で請求する場合は、角2封筒に140円切手（速達を希望する場合はその料金を加えること）を貼った、あて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、下記提出書類を確認、同封の上、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

(3) 受験申込書記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 資格を証明できる資料（資格証及び運転免許証等の写し）
- ④ 郵送で受験申込書等を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

10 その他

- ① 採用後、社会福祉協議会職員として、他の業務に人事異動することがあります。
- ② 記載事項に不正があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。

11 照会等

申し込み方法及びこの試験についてご不明な点がございましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 総務課

TEL (0257) 22-1411 (担当： 本間、野澤)